

居宅介護支援重要事項説明書（兼個人情報使用同意書）

1 事業所の概要

法人名	社会福祉法人阿久比町社会福祉協議会
代表者名	会 長 大村 泰敬
事業所名	阿久比町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所
所在地	〒470-2212 知多郡阿久比町大字卯坂字丸の内85番地オアシスセンター3階
電話番号	0569-48-7711
事業の種類	居宅介護支援
指定年月日	令和2年4月1日
介護保険事業所番号	2375700123号
管理者	鈴木常樹
サービス提供地域	阿久比町

2 職員体制等

職 種	資 格	人 数	職務内容
管理者	社会福祉士	1名(常勤)	従業員・業務の管理、居宅介護支援の提供
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	社会福祉士	2名(常勤)	居宅介護支援の提供
	介護福祉士	1名(非常勤)	

3 営業時間

営業日	月曜～金曜日（国民の祝日、12月29日から1月3日を除く）
営業時間	午前8時30分～午後5時15分

4 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

居宅介護支援は、利用者が要介護状態等になった場合、その能力に応じ、自宅で介護サービス、保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用し、自立した日常生活を営むことができるよう利用者の心身の状況等に配慮して支援することを目的とします。

(2) 運営方針

- ① 利用者の意思及び人格を尊重し総合的かつ効率的なサービスの提供に努めます。
- ② 特定の種類又はサービス事業者に偏らないよう公正中立に居宅介護支援を行います。
- ③ 市町村、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、主治医等と連携して要介護状態の軽減を図るよう配慮して行います。

5 ケアマネジャーの義務

(1) 公正中立なケアマネジメントの確保（契約時の説明）

ケアマネジャーは契約時の説明の際に、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めること及び当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることができることを説明する義務があります。

(2) 入院時の医療機関との連携の促進

ケアマネジャーは、入院時の医療機関との連携促進のため、利用者やその家族に対して、病院・診療所に入院する時は、ケアマネジャーの氏名及び連絡先を病院・診療所に伝えるよう説明する義務があります。

(3) 平時からの医療機関との連携促進

ア、医療系サービスの利用について意見を求めた主治医に対して、ケアマネジャーは、ケアプランを交付する義務があります。

イ、訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャーが把握した利用者の心身及び生活に関する情報について、必要と認める情報を利用者の同意を得、ケアマネジャーから主治医、歯科医師、薬剤師等に提供する義務があります。

(4) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

6 居宅介護支援の概要

(1) 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

- ① 利用者や家族と面接し、利用者が自立した日常生活を過ごすことができるよう支援するため解決すべき課題を把握します。（アセスメント）
- ② アセスメントに基づいて、提供するサービス、目標、目標の達成時期、留意点等を盛り込んだケアプラン原案を作成します。
- ③ ケアプラン原案は、内容、利用料等を利用者や家族に説明し、必要があれば変更を行い利用者から文書による同意を得た上でケアプランの写しを交付します。

(2) 居宅サービス事業者等との連絡調整

ケアプランの目標にそってサービスが提供されるよう、利用者や家族、サービスを提供する居宅サービス事業者等担当者とサービス担当者会議を実施し連絡調整を行います。その際、必要と判断した場合は、合意の上ケアプランの変更を行います。

(3) 主治医との連携

ケアプランの作成時（変更時）等は、利用者や家族の同意の上で医学的見地から意見を伺うため、主治医にケアプランを情報提供します。（主治医の情報提供書作成費は利用者負担）

(4) サービス実施状況の把握（モニタリング）

- ① 少なくとも月に1回利用者と面接しサービスの実施状況を把握します。
- ② 利用者の状態の定期的評価を行い、利用者の申し出または状態の変化に応じて、ケアプランを評価し、変更を行います。

(5) 給付管理票の提出

毎月サービス利用票・提供票で介護保険の給付管理を行うとともに、給付管理票を作成し、愛知県国民健康保険団体連合会に提出します。

(6) その他の支援

- ① 要介護認定の申請代行等の必要な協力
- ② 利用者が介護保険施設への入所を希望した場合の施設の紹介、その他の支援。

7 サービスの終了

(1) 利用者の都合で終了する場合

事業者は文書で7日前までに通知すればいつでも解約できます。（解約料無料）

(2) 事業者の都合で終了する場合

利用者等が、契約を継続しがたい事情を生じさせた場合、文書で通知して終了します。

(3) 自動的に終了する場合

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 利用者の要介護認定区分が、自立又は要支援と認定された場合
- ③ 利用者が介護保険施設に入所又は医療施設に入院した場合
- ④ 事業者が解散、破産、指定取り消し又はやむを得ない理由で事業所を閉鎖した場合

8 相談・苦情対応

当事業所への相談及び苦情に関することは、次の窓口で対応します。

電 話 番 号	0 5 6 9 - 4 8 - 7 7 1 1 受付時間 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分（月～金）
担 当 者	ケアマネジャー 鈴木常樹、横江貞儀、榊原美智代

- ① 担当者が不在のときは、他の職員が対応し、担当者に引き継ぎます。
- ② 苦情があった場合、利用者と担当者に面談し状況を把握し、必要に応じ苦情解決責任者を含め、会議を行い迅速に具体的な対応をします。サービス事業者への苦情は、状況を確認のうえ改善方法を事業者と協議します。又、台帳等に記録し再発防止に努めます。
- ③ 当事業所以外に、市町村役場や国民健康保険団体連合会に苦情を伝えられます。

阿久比町役場 福祉課 高齢介護係	電 話 0 5 6 9 - 4 8 - 1 1 1 1 受付時間 月～金の 8 時 3 0 分～1 7 時 1 5 分
愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉室内苦情相談室	電 話 0 5 2 - 9 7 1 - 4 1 6 5 F A X 0 5 2 - 9 6 2 - 8 8 7 0 受付時間 月～金の 9 時～1 7 時（正午～1 3 時除く）

9 損害保険への加入について

事業所の責任と認められる事由で、利用者に損害を与えた場合に備え損害賠償保険に加入しています。

10 緊急時の対応

利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合、速やかに市町村及び利用者の家族等並びに主治医に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

11 サービス提供記録の閲覧

利用者に提供したサービスについて記録を作成し、サービス完結の日より 5 年間は保管するとともに、利用者等の求めにより閲覧することができます。（記録のコピー代は利用者負担）

12 個人情報の取扱いについて

(1) 使用する目的

ケアプランにそって円滑にサービスを提供するために居宅サービス事業者、主治医等と実施するサービス担当者会議等で、利用者及び家族等の個人情報を使用し、必要に応じ主治医等に意見・助言を求めます。

(2) 使用する条件

- ① 個人情報の提供は必要最小限の範囲とし、居宅介護支援の目的以外に利用しないこと。
- ② 個人情報を使用した会議の内容等の経過を記録する。
- ③ 事業者、ケアマネジャー等は、守秘義務により、正当な理由なく業務上知り得た個人情報を、第三者に漏えいしない。(契約終了後も同様とする。)

13 その他留意事項

- ① 病院・診療所への入退院、施設への入退所、心身の状況等に変化のあった場合、速やかにお知らせください。
- ② ケアプラン、サービス利用票は重要な書類なので、契約書・重要事項説明書等と一緒に大切に保管してください。

14 利用料

居宅介護支援の利用料は、介護保険制度より通常全額給付されるので、利用者の自己負担はありません。居宅介護支援の介護報酬は、取扱件数に応じて下記の表のとおりです。

(1) 居宅介護支援基本報酬（ICTの活用、事務職員の配置なし）

①居宅介護支援（Ⅰ）

ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が40件未満である場合、または40件以上である場合において、40件未満の部分についての算定

要介護度	単位数	単価	介護報酬
要介護1、2	1,086単位/月	10,21円	11,088円/月
要介護3、4、5	1,411単位/月	10,21円	14,406円/月

②居宅介護支援（Ⅱ）

ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が40件以上である場合において、40件以上60件未満の部分についての算定

要介護度	単位数	単価	介護報酬
要介護1、2	544単位/月	10,21円	5,554円/月
要介護3、4、5	704単位/月	10,21円	7,187円/月

③居宅介護支援（Ⅲ）

ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が40件以上である場合において、60件以上の部分についての算定

要介護度	単位数	単価	介護報酬
要介護1、2	326単位/月	10,21円	3,328円/月
要介護3、4、5	422単位/月	10,21円	4,308円/月

(2) 運営基準減算

居宅介護支援の業務が適切に行われず、次に掲げる事項に該当した場合は、運営基準減算として所定単位数の50%に相当する単位数になります。なお、運営基準減算が2か月以上継続している場合、所定単位数は算定しません。

① ケアプランの新規作成及びその変更時

ア、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合

イ、サービス担当者会議の開催等を行っていない場合（やむを得ない事情がある場合除く）

ウ、ケアプラン原案を、利用者またはその家族に説明し、文書により同意を得て、ケアプランを利用者及びサービス担当者に交付していない場合

※やむを得ない事情とは、開催日の調整を行ったが、サービス担当者の事由で参加できなかった場合など。照会等で意見を求めることができる

② サービス担当者会議を行っていない場合

ア、ケアプランを新規に作成した場合

イ、要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合

ウ、要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

③ モニタリングを適切に行っていない場合

ア、1 か月ごとに利用者の居宅を訪問し、利用者に面接を行っていない場合

イ、モニタリングの結果を記録していない状態が、1 か月以上継続している場合

④ 契約時の説明を適切に行っていない場合

契約時の説明の際に、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めること及び当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることができることを説明しなかった場合

⑤ 新規契約時のサービス集中率等の説明を行っていない場合

前6 か月間に作成したケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び、各サービスごとの同一事業所によって提供されたものの割合について説明しなかった場合

(3) 特定事業所集中減算

居宅介護支援事業所は、前6 か月間に作成したケアプランに位置づけた居宅サービスについて、特定の法人に対して80%を超えてサービスの紹介を行った場合は、すべての利用者に対して、1月につき1件200単位を6か月間減算する。

※対象居宅サービス 訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与

(4) 高齢者虐待防止措置未実施減算

虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会を定期的に開催し結果を従業員に周知する、指針の整備、研修の実施、担当者を置く）が講じられていない場合、基本報酬の所定単位数の100分の1相当の単位数を減算する。

(5) 業務継続計画未策定減算

感染症や災害が発生した場合でも、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制構築のため、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬の所定単位数の100分の1相当の単位数を減算する。

(6) 加算 利用者の状況等により加算額が算定される場合があります。（1単位 10.21円）

項 目	算定要件	単位数	介護報酬
初回加算	①新規に居宅介護支援を提供した場合 ②要介護状態区分が2区分以上変更され居宅介護支援を提供した場合	300単位／月	3,063円／月
入院時情報連携加算Ⅰ	入院後3日以内に情報提供した場合 （提供方法は問わない）	250単位／月	2,552円／月
入院時情報連携加算Ⅱ	入院後4日以上7日以内に情報提供した場合（提供方法は問わない） ※入院時情報連携加算Ⅰ、Ⅱの同時算定はできない	200単位／月	2,042円／月

退院・退所加算	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合、退院・退所時に医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合 ※入院又は入所期間につき1回を限度。初回加算との同時算定はできない			
	カンファレンス以外の方法で実施	1回	450単位／回	4,594円／回
		2回以上	600単位／回	6,126円／回
	カンファレンスの実施 うち1回以上はカンファレンスを実施	1回	600単位／回	6,126円／回
		2回	750単位／回	7,657円／回
		3回以上	900単位／回	9,189円／回
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院等又は診療所の求めにより、病院等又は診療所の職員と共に、利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合(1ヶ月に2回を限度)		200単位／回	2,042円／回
ターミナルケアマネジメント加算	対象利用者は、末期の悪性腫瘍で在宅で死亡した利用者(在宅訪問後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む) ①24時間連絡がとれる体制を確保し、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備してる ②利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日および死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治医等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施している ③訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治医等及びケアプランに位置づけた居宅サービス事業者へ提供した場合		400単位／月	4,084円／月

(7) サービス利用料金に関するその他事項

- ① 利用者が介護保険料の支払を滞納しているなど、事業者には保険給付金が支払われない場合、「償還払い」となり、利用者は全額事業者を支払うことになります。
- ② 事業者は、全額利用者から支払を受けたときは、サービス提供証明書等を交付するので、利用者はサービス提供証明書を添付して市町村に保険給付対象額の払い戻しの申請を行うことができます。
- ③ 平成30年8月より、政令で定められる所得基準に応じ、2割負担者のうち特に所得の高い層の自己負担が3割となります。(介護保険負担割合証で確認)

15 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次の対策を講じます。

- ①虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	会 長
-------------	-----

- ②虐待防止の対策を検討する委員会を定期的に開催（年1回以上）し、結果を従業者へ周知徹底します。

- ③虐待防止のための指針を整備しています。

- ④従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施（年1回以上）します。

- ⑤成年後見制度の利用を支援します。

- ⑥苦情解決体制を整備します。

- ⑦事業所の従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに阿久比町に通報します。

16 感染症対策について

感染症が発生しまん延しないために、次の対策を講じます。

- ①感染症の予防まん延防止に関する担当者を選定しています。

感染症の予防まん延防止に関する担当者	サービス提供責任者
--------------------	-----------

- ②感染症の予防まん延防止の対策を検討する委員会を定期的に開催（おおむね6か月に1回以上）し、結果を従業者へ周知徹底します。

- ③感染症の予防まん延防止のための指針を整備しています。

- ④従業者に対し、感染症の予防まん延防止のための研修及び訓練を定期的実施（年1回以上）します。

17 非常災害対策について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るために、次の対策を講じます。

- ①業務継続計画を作成します。

- ②従業者に対し、業務継続計画を周知し必要な研修や訓練を定期的実施（年1回以上）します。

- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18 ハラスメントの防止について

職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等のハラスメント及び利用者や家族からの著しい迷惑行為（以下「ハラスメント」という。）に対して、組織で適切な対応を図るために次の対策を講じます。

- ①ハラスメントに関する責任者を、法人内に選定しています。

ハラスメントに関する責任者	事務局長
---------------	------

- ②職員へのハラスメントの防止及びハラスメントを禁止する指針を整備し、従業者に周知啓発する。

- ③ハラスメントに関する相談苦情に応じ、適切に対応する相談体制、被害者への配慮及び被害防止の取組など必要な体制を整備する。

- ④利用者や家族から職員にハラスメントがあった場合、契約を解約し法的措置や損害賠償を求める。

【具体的なハラスメントの例】

身体的攻撃（暴行・物を投げつける）、精神的攻撃（脅迫・人格否定するような暴言）、不必要に体に触る、抱きしめる、わいせつな画像等を見せる、従業者の個人情報を求める、ストーカー行為等

居宅介護支援の提供開始にあたり利用者に対し、本書面及び別紙に基づき重要事項及び個人情報の使用について説明を行いました。

説明者 介護支援専門員

私は、本書面及び別紙により事業者から重要事項及び個人情報の使用について説明を受け、居宅介護支援の提供開始と利用者、及び家族の個人情報を使用することについて同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名 印

代筆者 住所

氏名 印

続柄

重要事項説明書別紙

① 前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪 問 介 護	33.33%
通 所 介 護	25.00%
地域密着型通所介護	0.00%
福 祉 用 具 貸 与	52.95%

② 前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの同一事業所によって提供されたものの割合（上位3位まで）

訪 問 介 護	特定非営利活動法人 もやい 33.33%	株式会社東海レーベル 33.33%	社会福祉法人阿久比町社会福祉協議会 33.33%	%
通 所 介 護	株式会社フレーバー 25.00%	医療法人ハーブ内科皮フ科 25.00%	合同会社エス&シー 12.50%	株式会社gift 12.50%
	あぐりす実の会 12.50%	医療法人宏友会 12.50%		
地 域 密 着 型 通 所 介 護	%	%	%	%
福 祉 用 具 貸 与	東海エイド株式会社 52.95%	株式会社八神製作所 29.41%	株式会社美算 17.65%	

③判定期間 令和6年度

☐ 前期（3月1日から8月末日）

☒ 後期（9月1日から2月末日）